

平成 29 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（金融庁）

制 度 名	信託受益権の質的分割に係る所要の措置		
税 目	所得税、法人税、相続税、消費税		
要 望 の 内 容	<p>信託受益権が質的に分割されている場合の課税関係を明確化すること。 なお、税制上の措置の内容については、信託の利用促進が図られ、受益者等の関係者が対応可能な実効性の高いものとする。</p>		
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	- (- (-	百万円 百万円 百万円)
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>質的に分割された場合の信託受益権の課税関係を明確化することにより、信託の利用促進を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>受益者等課税信託について、信託の受益者が複数の場合、信託財産に属する資産及び負債の全部をそれぞれの受益者がその有する権利の内容に応じて有するものとし、当該信託財産に帰せられる収益及び費用の全部がそれぞれの受益者にその有する権利の内容に応じて帰せられるものとして課税するとされている。</p> <p>信託受益権が質的に分割されている場合（元本収益構造等）の課税関係については、税制上、明確となっておらず、信託受益権の質的分割を伴う信託の利用が進んでいない状況となっているため、本施策が必要。</p>		

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅱ－３ 資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備
		政策の達成目標	信託受益権の質的分割を伴う信託の利用を増大・発展させる。
		租税特別措置の適用又は延長期間は延長期間	恒久措置とする。
		同上の期間中の達成目標	(政策の達成目標と同じ)
	政策目標の達成状況	—	
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	信託受益権の質的分割（元本収益構造等）を伴う信託において、適用される見込み。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	課税関係が明確化されることにより、信託利用者に安心感を与えると同時に、信託受益権の質的分割を伴う信託の利用の増大・発展に寄与する。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
要望の措置の妥当性	本措置は現行制度に則して課税関係を明確化するものであり、課税額を予見できることにより信託利用者に安心感を与えることにつながるため、妥当である。		

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成 22 年度及び平成 28 年度に同様の要望を行っている。	